平成25年度(第3回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年6月10日(月)

第3回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年6月10日(月)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招集者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議事

第10号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

 1番
 赤埴満夫
 2番
 岩谷吉啓
 3番
 岡田嘉治
 4番
 尾鷲壽夫

 7番
 小山喜行
 8番
 坂田莞爾
 9番
 阪田洋好
 10番
 地當博已

 11番
 芝崎憲年
 12番
 杉本正幸
 13番
 鈴木利朗
 14番
 竹田敏明

 15番
 角
 是明
 16番
 中峰
 聖
 18番
 西
 謙譲
 19番
 西
 豊

 20番
 東地寧司
 21番
 平崎茂樹
 22番
 吉井孝夫

欠席者

6番 吉川きり子 17番 中村省一

出席した職員

森嶋・松山

議 長 ただいまから、平成25年度第3回の農業委員会定例会を始めます。

本日は会議終了後20分程勉強会を予定しておりますので、皆さんよろ しくお願いします。

本日欠席届の出ている委員は、6番の吉川委員の1名です。本日の会議 録署名委員は、13番の鈴木委員、14番の竹田委員を指名します。よろ しくお願いします。

本日の議題は2件となっております。

それでは早速議題に入ります。議案第10号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに 現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませ んか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮り をします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といた します。事務局、提案趣旨の説明をお願いいたします。 事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

中峰委員 16番、中峰です。

議 長 16番、中峰委員。

中峰委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。

(岡田会長からの補足説明)

皆さん事務局からの趣旨説明並びに現地調査員の報告、または私の補足 説明について質問があればお願いします。

小山委員 はい。

議 長 7番、小山委員。

小山委員 1080番1辺りなんですが、以前この辺で申請があったときに、農業 振興地域だったように記憶しているんですが、農業振興地域の除外はしなくていいんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 農業振興地域内の農用地区域内かどうかというのは、調べてみないと分かりません。しかし農地から別の何かに転用する場合は除外の手続きが必要となってきますが、今回は農地を農地のまま利用するということですので、除外の手続きはいりません。

小山委員はい、分かりました。

竹田委員 14番。

議 長 14番、竹田委員。

竹田委員 かなり広大な土地となりますが、譲受人は何を耕作するつもりですか。

議 長 事務局。

事 務 局 会長や中峰委員の報告にもありましたように、田としての利用はかなり 難しいものがありまして、すべて畑としての利用になるということで申請 があがってきています。野菜であるとかミカンであるとか、そういったこ とであります。

議 長 他にございませんか。私の方からまた補足しておきます。今、竹田委員から質問のあったように、かなりの大きい面積です。譲受人は49歳で、母親と一緒に暮らしており、これに従事するための機材として、耕運機が1台と草刈り機が2台ということで申請書に書かれております。こういったことで果たして約7反の面積を耕作できるのかという疑問も持っております。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 一応本人からやりますということで申請があれば、1回目は認めざるを 得ないのではないですか。許可して作っていないということになればまた 次の段階になると思うんですが、やりますと言われたら、それ以上議論の しようがないのではないですか。

議 長 事務局。

事務局 おっしゃられるように、やりますということで申請書があがってきているので、そのことに対して「本当にそうなのか」という念押しや制約もおかしいような気がするので、それに対してはそういう事でまず受け止める必要があるのかと思います。

西 委 員 18番。

議長 18番、西委員。

西 委 員 これは個人に対して、作るのか作らないのかということで問い詰めても 仕方が無い事。ただ、生産計画をもらって、それに基づいて判断したら良 いのではと思います。そういうのはもらっていないのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 頂いております。耕運機1台と草刈り機2台ということで、農機具に関しては果たしてこれで出来るのかという疑問は残るかと思いますが、営農計画書ということで提出してもらっており、野菜を作るということで提出されております。

角 委 員 15番。

議 長 15番、角委員。

角 委 員 水の確保はどうですか。

議 長 池がありましたが、そこが埋まってしまっており、田んぼとして取る水が無い状態です。

以前に田並で非農地証明の案件がありました。現場へ行きますと、明日にでも耕作できるような状態でしたので、これはおかしいということで委員会で保留にしたことがあります。その後事務局と申請者が話しをして、翌月資材置場にしたいということで転用の申請が提出されました。委員会では初めて採決をして承認していったという経緯があります。

今回のケースを考えると、田の部分については非農地証明ではどうかと思う訳です。非農地ということになれば農業委員会から切り離れていきますので、名義変更なり何なりできることになります。田以外の畑の部分についてもう1回出し直して頂いて、それから協議するということはどうかと考えます。そういったやり方が果たして法的にどうなのかということも思いますが、別に良いのではと思うので、そういったことも含めて皆さんに御協議頂きたいと思います。

尾鷲委員 4番。

議 長 4番、尾鷲委員。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 水田にはならないからといって農地ではないということでもない。畑作もできる。現況は色々かもしれないが、1回目はどうしてもしょうが無いように思う。荒れているところを耕作してくれるということだから、農業委員会としても非常に有難いことではないのかと思う。本当にやってくれるのかという心配はあるが。

議 長 先程尾鷲委員から出た意見についてですが、過去にそういったことで認 めてきたこともあります。それを乱発してはいかんと思いますが。

> 過去に田原の案件で、現地に入っていけなかったが、所有者がアメリカへ行っているので名義変更をしておかないと、後々誰のものやら訳が分からなくなるということで、他の場所と一括して承認したことがありました。 今回のケースが違っているのは、非常に面積が多く筆数も数あるというところです。面積で区分するというのもおかしいわけですが。

> 坂田委員が言われるように、別に田にしなくても良い訳で畑でも良い。 田であった以上床を張ってるんだと思いますので、床を抜いて水はけを良 くしてということになります。付近の山林の木が覆いかぶさってきて日照 権の問題もありますが。

しばらく休憩をします。自由討議で皆さんに御協議お願いします。

	約3	5 分間休憩、	自由討議	
--	----	---------	------	--

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。休憩中に皆さんからたくさんの御意見 を頂き、大変参考になりました。

ここで皆さんにお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案については原案通り承認可決することに 決定いたしました。

以上で本日予定されていた議案は終了致しました。その他の項目も何もありませんので、本日の会議を閉会致します。どうも有難うございました。

14時45分 定例会終了

会議終了後、約20分間勉強会(和歌山県農業会議の平成25年度事業計画、他)を開催。

会 長

署名委員

署名委員